

原油・原材料価格の高騰時において、「買ったたき」に該当するか否かを判断するに当たって考慮する点の例示

下請代金支払遅延等防止法第4条第1項第5号においては、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」を「買ったたき」として禁止しているところであります。「買ったたき」に該当するか否かを判断するに当たっては、「対価が通常に比して著しく低いかな否か」と「不当に定めているかな否か」という下請代金の決定方法等」を考慮しております。原油・原材料価格が高騰している状況において、どのようなケースが「買ったたき」に該当するか分かりにくいとの御意見も踏まえ、次のような具体例を明示します。

1. 「対価が通常に比して著しく低いかな否か」

通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原油等の価格動向などを勘案して総合的に判断するものでありますが、

- (1) 例えば過去1年間に原油又は原材料価格が数10パーセント上昇し、コストも上昇しているにもかかわらず、親事業者が単価の引上げに応じない場合は、対価が著しく低いと判断される可能性があります。
- (2) 例えば過去1年間に原油又は原材料価格が数10パーセント上昇し、コストも上昇しているにもかかわらず、親事業者が単価を1年以上据え置いている場合は、対価が著しく低いと判断される可能性があります。

2. 「不当に定めているかな否かという下請代金の決定方法等」

下請代金の額の決定に当たり、親事業者が下請事業者と十分に協議を行ったかどうか等の決定方法、他の下請事業者と比べて差別的であるかどうか等の決定内容などを総合的に判断するものでありますが、

- (1) 下請事業者からの価格改定の申し出に対し、親事業者が一方的に価格決定をしている場合は、不当に定めていると判断される可能性があります。
- (2) 同じ地域の他の下請事業者との取引では単価は引き上げているにもかかわらず、当該下請事業者との取引には単価が引き上げられていない場合は、不当に定めていると判断される可能性があります。